



## 【重要なお知らせ】

医療費控除の申告を行う場合は、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書に添付してください(医療費又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。)。ただし、明細書の記入内容の確認のため、法定納期限の翌日から5年間、当該適用に係る領収書(医療費通知に係るものを除きます。の)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※令和3年度(令和2年分)の申告からは、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付又は提示では受け付けることができません。

## ■ 医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、一般分(通常分)の医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制(特例分)による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※⑤について、10割分の医療費総額しか記載されていない通知は、この申告の添付資料としては使用できないため、「2 医療費の明細」に改めて記載してください。ただし、医療費通知に自己負担額を補完記入した場合は、この申告の添付資料として使用することができます(いずれの場合も、法定納期限の翌日から5年間、医療費の領収書はご自宅等で保管してください。)

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

### 【記入例】

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

### 2 医療費(上記1以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

(「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記1(3)と同様です。

例)〇〇太郎さんが〇△病院に通院した場合

2月18日 診療:6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円

5月28日 診療:5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円

〇△病院計:12,000円 通院費計:1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限りです。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

### 【記入例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
〇〇 太郎	〇△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	
〃	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

## ■ 添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」(添付)

● 医療費通知(原本)「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。(添付)

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類(添付又は提示)

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

◎ 指定運動療法施設の利用料金

◎ ストマ用装具の購入費用

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

▶ 温泉療養証明書

▶ 運動療法実施証明書

▶ ストマ用装具使用証明書

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

▶ 在宅介護費用証明書